

利用者のために

1 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

「6 用語の解説「農林業経営体」」の規定に該当するすべての農林業経営体を対象としている。

3 調査期日

平成 22 年 2 月 1 日現在で実施した。

4 調査方法

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としている。

5 数値について

- (1) この報告書は、平成 23 年 3 月 31 日に公表した「農林業経営体調査結果概要(概数値)」を更に詳細な審査を行って 2 次集計した結果であり、数値は概数値である。
- (2) 平成 17 年 10 月 1 日施行の市町村合併以前の鶴岡市を鶴岡地域、藤島町を藤島地域、羽黒町を羽黒地域、櫛引町を櫛引地域、朝日村を朝日地域、温海町を温海地域に読み替えて表記してある。
- (3) 統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (4) 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」……単位に満たないもの
 - 「-」……調査は行ったが、事実がないもの
 - 「…」……事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「X」……秘密保護の観点から公表しないもの

6 用語の解説

農 林 業 経 営 体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

イ 農産物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

① 露地野菜作付面積	15 アール
② 施設野菜栽培面積	350 平方メートル
③ 果樹栽培面積	10 アール
④ 露地花き栽培面積	10 アール
⑤ 施設花き栽培面積	250 平方メートル
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧ 豚飼養頭数	15 頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1000 羽
⑪ その他	調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が 3 ヘクタール以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。)

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

農林業経営体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握

◇ 個人経営体(農家・林家)

一世帯複数経営は別々に把握

◇ 法人経営体

法人の組織経営体(農事組合法人、会社等)を把握(一戸一法人含む)

◇ 非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握

農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
個人経営体 (農家・林家)	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行うものをいう。 (一戸一法人を含まない)
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まれる)
農業経営体の うち家族経営	「農業経営体」の規定のうち、個人経営体(農家)及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。
林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農家	平成22年2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいう。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社、合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織(経済連等)が該当する。

森 林 組 合	森林組合法に基づき、組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社(第3セクター)もここに含める。
地方公共団体・ 財 産 区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複 合 経 営 体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
経 営 耕 地 面 積	農林業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付している耕地と耕作放棄地を除いたもの(自作地)に借りている耕地(借入耕地)を加えたものをいう。
借 入 耕 地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸 付 耕 地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地面積	所有している耕地のうち、過去1年以上作付せず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。 転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
主 業 農 家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家をいう。

農業専従者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者(調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数のほうが多かった世帯員」のことをいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。